

事業者各位

要求水準書(案)への意見・質問に対する回答書

宝塚市 環境部 クリーンセンター 施設建設課

令和3年5月21日までに提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

工事名：宝塚市新ごみ処理施設整備・運営事業

■質問への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	共通編	1	本要求水準書について	本項記載のとおり、DBO方式による事業の趣旨を踏まえた自主性と創意工夫のある提案をするため、整備編及び運営編に示される事項については、[]書きでない項目についても、事業者にて変更提案可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	共通編	2	建設場所	建設場所の住所について、番地が抜けているようであり、記載をお願いします。	兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号となります。
3	共通編	2	建設場所	兵庫県宝塚市小浜1丁目番15号とありますが、兵庫県宝塚市小浜1丁目2番15号ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	共通編	2	変更	「要求水準書と適合しない箇所」とは、共通編が該当し、整備編・運営編において入札時に事業者提案により変更した箇所については該当しないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約図書には整備編・運営編及び提案図書を含むことから、整備編・運営編について事業者が変更されなかった部分は、遵守すべき内容となることにご留意ください。
5	共通編	2	本要求水準書について	「本事業の目的達成のために必要な(中略)民間事業者の提案及び責任において全て実施すること」とありますので、基本的には、事業者には、自然災害など不可抗力を除いて、あらゆる外乱要因に対応する責任と、その責任に見合った裁量が与えられるものと理解しております。従いまして、その裁量に制約を生じない要求設定、発注方法を希望いたします。	要求水準書(案)への質問に対する回答 No.1 及び回答 No.4 の範囲で事業者の提案裁量を認めます。
6	共通編	3	現況平面図について	「工事範囲には図面左側の歩道、及び教育総合センターとの境界にある花壇を含むが、運営範囲には含まない」と記載がありますが、境界線に設置するフェンス等は運営範囲境界にのみ設置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書添付資料5③「竣工イメージ図」もご参照ください。
7	共通編	3	敷地面積	「図1 宝塚市クリーンセンターの現況平面図(赤枠は工事範囲、緑枠が運営範囲)」が明示されています。 既設の洗車棟の西側を整備する時など、河川敷道の一時的な工事車両の通行、停車が考えられます。その場合は、事前協議させていただき、誘導員の配置などの安全対策を図ることで使用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	共通編	3	立地条件	気象条件について「気温 38.8℃、最低-7.2℃、平均相対湿度夏期 73%、冬期 63%」とありますが、建築設備の空調換気設備の設計条件として、気象条件の極値を採用して設計することは、過大な機器となり省エネ性を著しく悪化させるため、一般に行われておりません。このため、空調換気設備の設計条件に用いる温湿度等の条件は共通編 P25 に記載のあ	「国土交通省建築設備設計基準」(最新版)の神戸の気象条件によるものとします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				る「国土交通省建築設備設計基準」(平成30年版)の神戸の気象条件によるものとして宜しいでしょうか。	
9	共通編	4	用水、排水	仮設リサイクル棟の確認申請提出時には、本工事完工時点の給排水設備協議完了が条件となるのでしょうか。万一、それが条件となれば、協議完了は困難であるため、技術提案書にて提出する給排水計画を提出すれば、問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場の確認申請提出時には、事前工事期間中及び仮設リサイクル処理場竣工時点の給排水設備協議完了が条件となります。
10	共通編	4	近隣住民対応の支援	その他の業務の中で、『貴市が行う近隣住民対応の支援』とあり、開発構想届に関わる申請等と思われるのですが、どのくらいの期間を想定しておられるのでしょうか。申請期間は事業者で想定し辛く、申請期間によっては工期に影響を及ぼすと考えますので、ご教示願います。	事業範囲に示す「本市が行う近隣住民対応の支援」は、開発構想届に関わるものに限りません。事業期間全体を通して、事業者の立場から支援いただく必要がある場合を指します。開発構想届の手續に必要な期間については、届を提出してから協定締結まで2ヶ月前後と想定しています。
11	共通編	4	ごみ収集車搬出入路	ごみ収集車・し尿収集車の出入りは敷地東西両道路に明記されていますが、既存に倣い原則的に収集車の出入りは西側道路(武庫川側)を利用するとの認識でよろしいでしょうか。	東側道路と西側道路は、収集ルートによって使い分けているものであり、どちらが原則ということはありません。
12	共通編	4	工事車両の通行	<ul style="list-style-type: none"> 敷地東側道路(市道川面稲野線) 宝塚市クリーンセンター敷地に面する部分のみ通行可と考えて宜しいでしょうか。 敷地西側道路(武庫川沿い) 工事動線として常時でなく限定的な利用ならば使用可と考えて宜しいでしょうか。 工事用通用門の設置について 敷地東側にごみ収集車・一般持込車と分離し工事車両用通用門を計画致します。 複数箇所(2か所以上)の工事用門を設置しても宜しいでしょうか。 	工事用車両について、敷地東側道路(市道川面稲野線)や敷地西側道路(武庫川沿い)の通行は、ご理解のとおりです。ただし、敷地西側道路(武庫川沿い)は通常のごみ搬入車両が通行するルートでもあることから、事故の無いように安全上十分に配慮するとともに、使用の際は事前に協議をお願いします。工事用車両の通用門設置箇所数については、複数でも構いません。必要に応じて関係所管庁と協議してください。
13	共通編	4	工事車両の通行	「既存の車庫棟南側の構内道路(東西横断)の通行は、原則不可とする。ただし、止むを得ない場合はその限りではなく、協議による。」と記載があります。 尼崎宝塚線を西進して敷地内に入った後、既設の車庫棟周辺へアクセスするためには構内道路(東西横断)を使用する必要があります。その場合は、事前協議をさせていただき、誘導員等の配置等の安全対策をすることにより、使用可能との理解でよろしいでしょうか。 また、河川敷道路の武庫川大橋からの工事車両の通行は、上記と同様の協議・安全対策の下、使用は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。構内道路(東西横断)及び敷地西側道路(武庫川沿い)いずれも、通常のごみ搬入車両が通行するルートでもあることから、事故の無いように安全上十分に配慮するとともに、使用の際は事前に協議をお願いします。
14	共通編	4	用水・生活用水	添付資料10より「※既存管理棟には現在、既存粗大ごみ処理施設の受水槽から給水している」と記載があります。一方、添付資料18の施設関係資料の管理棟/給排水衛生設備工事では管理棟南東部に受水槽があります。どちらが正しいのでしょうか。	添付資料10が正です。添付資料18の管理棟図面にある「受水槽」は、撤去されています。
15	共通編	5	雨水	仮設リサイクル棟の確認申請提出時には、本工事完工時点の雨水処理設備協議完了が条件となるのでしょうか。万一、それが条件となれば、協議完了は困難であるため、技術提案書にて提出する雨水処理計画を提出すれば、問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場の確認申請提出時には、事前工事期間中及び仮設リサイクル処理場竣工時点の雨水排水設備協議完了が条件となります。
16	共通編	5	雨水	冒頭に極力全量を、地下へ浸透させること。と記載がありますが、2行下に既存焼却施設があるエリア(敷地の約1/3)は大堀川に排水することと記載されています。文中の排水方法は現状を踏襲すること。を前提として地下への浸透は敷地約2/3のエリアと考えてよろしいでしょうか。	現状の排水方法を踏襲し、地下への浸透は敷地約2/3のエリアとすることを前提に、さらに広い範囲を浸透させることを妨げるものではないという意味で「極力全量を」と記載しています。
17	共通編	5	雨水地下浸透	「※敷地内舗装面等に降った雨水の排水方法は現状を踏襲すること。」	同基準書に基づき、土壌汚染が確認された単位区画には、雨水浸透施設

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				と記載があります。一方、「開発に伴う上下水道に関する基準書（手引書）」では雨水浸透施設の設置禁止区域として、「工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域」との記載もありますが、現状の雨水排水方法を踏襲することよろしいでしょうか。	（既存も含む）の設置ができません。土壌汚染の無いことを確認することで、その単位区画には雨水浸透施設（既存も含む）の設置が可能です。上記を踏まえ、現状の雨水排水計画を踏襲した計画をしてください。
18	共通編	5	電話・インターネット	「※本市の使用するものについては、現在稼働している施設の回線を切り替えて使用すること。」と記載がありますが、現在稼働している施設の回線の種類と回線数のご提示をお願いします。	外線が7回線、内線が3回線（本庁とクリーンセンターをつなぐ線）、インターネットは2回線（LG-WAN×1、個人番号事務系×1）です。
19	共通編	9	旧施設	「旧ごみ焼却施設と旧し尿処理施設は、当時の GL-1.0m 以上を撤去済み」との記載がございますが、残置されているものは建築構造物のみであり、プラント機器等の存在はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	共通編	10	し尿処理施設	「①し尿及び浄化槽汚泥」と記載がありますが、共通編 p16 では、浄化槽汚泥の他、濃縮汚泥の記載があります。13k1/24h のし尿、浄化槽汚泥、濃縮汚泥の内訳のご提示をお願いします。	計画処理量どおりの比率であり、し尿 2.8kL/24h、浄化槽汚泥 8.1kL/24h、濃縮汚泥 2.1kL/24h となります。
21	共通編	11	事業範囲	③「※仮設リサイクル場におけるペットボトル受入以降…」は貴市の所掌となっておりますが、搬出車両への積み込みやヤードへの積み上げ作業を行う作業の方は施設に常駐されるのでしょうか。常駐される場合、重機の駐車場所の確保や作業の方の休憩場所などは所掌外との認識で良いとの理解でよろしいでしょうか。	仮設リサイクル処理場におけるプラスチック類及びペットボトルについては、受入作業員を含め常駐を想定しています。作業用重機はヤード内（プラスチック類受入ヤード、ペットボトル受入ヤード）に駐車することを想定しています。作業員の休憩場所は、事業者所掌外とします。
22	共通編	11	解体撤去工事	本工事の掘削範囲外の残置物（旧施設、埋設廃棄物）は、解体工事対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	共通編	11	事業範囲(1) ③本施設の運営に関する業務（※）	「資源物や焼却灰、最終処分する不燃物～事業者は、連絡・調整・積込又は発送までを行うこと。」とあります。「発送」の対象品目、想定される発生量および発送方法については公告資料等で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	電池・蛍光灯・水銀製品類が対象です。
24	共通編	11	事業者が行う業務	「※ただし、電力の引込工事に係る～清算する」とあります。工事負担金2億円を含めた金額で契約し、工事負担金が明確になった時点で契約変更を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	共通編	11	本施設の整備に関する業務	解体工事着手時の既存建物内（ピットなど）の状態が不明です。粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、ごみ焼却施設などの解体建物内の不要備品、残置ごみ・灰・薬品の事前撤去は、市様にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	不要備品は全て市において撤去します。ごみピット内のごみ、灰ピット内の灰は、クレーンで可能な範囲で撤去します。貯留設備内の薬品等も同様に、排出装置で取り出せる範囲で撤去します。
26	共通編	12	アスベスト、ダイオキシン類等調査	「アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）」の調査結果のご提示がありますが、提示以外で発見された場合は協議とさせていただけると理解してよろしいでしょうか。	協議は考えておりません。要求水準書添付資料 15 に示す調査結果より想定ください。
27	共通編	13	事業期間	仮設計量機使用終了後は、第Ⅱ期工事で整備する一般持込等未登録車用計量機へ転用して使用してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可としますが、仕様や施工・検査の工程を含め、実現性を考慮してください。
28	共通編	13	解体撤去時期	p13 の表 1 に記載の通り、事前工事と第Ⅰ期工事の工事期間が重複している期間があります。し尿処理施設や車両整備棟はその時期での工事を計画しているため、第Ⅰ期工事期間ではなく、事前工事期間中に解体撤去を開始してよろしいですか。	車両整備棟は、仮設車両整備場の供用開始時点で、解体開始が可能です。し尿は、事前工事期間中から既存し尿処理施設に残存するし尿の処理を行い、その完了後から解体開始を可とします。その時期については令和6年1月以降を想定して協議します。
29	共通編	14	エネルギー回収施設（令和9年度計画量）	運営費用算出の際には、本項に記載の計画処理量合計 56,557t/年から災害廃棄物 4,156t/年を差し引いた処理量にて見込むという理解でよろしいでしょうか。また、運営期間中の年度毎の計画処理量をご提示ください。	具体的な数値は入札説明書において提示しますが、基本的な考え方はご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
30	共通編	16	処理対象物の計画性状 (2)マテリアルリサイクル推進施設(※)	「スプレー缶（中身が入っているもの）、塗料、スプリング入りマットレス等については特別な処理を現在行っているものであるため注意すること」とあります。 特別な処理の内容と作業所掌区分は、公告資料等で開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲に示すとおり、スプリング入りマットレスについて処理委託先の選定は市所掌です。 スプレー缶（中身が入っているもの）や塗料については、事業範囲において「本市所掌のもの」に含めていないことから事業者の所掌となります。なお、事業者の責任において適切に処理することを前提とし、現在の処理方法に依う必要はありません。
31	共通編	17	想定搬入出車両台数	①ごみ収集車両に記載のある「アームロール（10t 車）」ですが、搬入物の内容、頻度をご教示ください。	エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、仮設リサイクル処理場の①ごみ収集車両について「アームロール（10t 車）」は誤記につき削除します。
32	共通編	17	ごみ収集車両	収集車両において、アームロール車（10 t 車）とありますが、災害用ごみ等の緊急搬入を想定されているのでしょうか、ご教示願います。	エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、仮設リサイクル処理場の①ごみ収集車両について「アームロール（10t 車）」は誤記につき削除します。
33	共通編	17	想定搬入出車両等	アームロール車(10t)の車両寸法をご教示願います。	特定の車両を想定したものではないため、一般的な車両寸法を想定してください。
34	共通編	18	搬入日及び搬入時間（予定）	運営期間における、各施設に搬入される計量対象の車両区分ごとの計画台数は、「添付資料 01：④ごみ種別搬入車の曜日別・時間帯別変化及び計量データ一覧（R01 年度）」より推察するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、共通編 P. 47「一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム」に示すとおり、現状台数は制約を受けたものであるため、本事業において市民サービス向上を図ることにより台数は変わるものと想定してください。
35	共通編	19	搬入日及び搬入時間（予定） (1)エネルギー回収推進施設	「一部の一般持込車（未登録車）1～2 台/日程度はエネルギー回収推進施設に搬入するため、運用において適切に対応すること」とありますが、どのような場合に一般持込車（未登録車）がエネルギー回収推進施設に来場するかをご教示願います。	現状では「厨芥ごみをごみ焼却施設のごみピットへ直接搬入する事業者（小売店）」等が 1～2 台/日程度あり、これらはエネルギー回収推進施設への搬入を行います。
36	共通編	19	搬入日及び搬入時間（予定）	一般持込車両（登録車）と（未登録車）の違いをご教示ください。	登録車は、計量カードの登録を行っている一般持込車であり、定期的に搬入がある事業者等が該当します。未登録車は、定期的な搬入のない一般持込（家庭等）が該当します。
37	共通編	20	既存し尿処理施設	既存し尿施設の稼働は、事前工事期間（令和 6 年 3 月）までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、し尿は事前工事期間中から既存し尿処理施設に残存するし尿の処理を行い、その完了後から解体開始を可とします。その時期については令和 6 年 1 月以降を想定して協議します。
38	共通編	23	排水基準値(下水道への接続地点)	整備編 p17 の処理フローにおいて、希釈槽で BOD, SS の排出基準値 300mg/ℓを満足させた場合、放流槽にてし尿の処理水の他、生活排水、プラント排水と合流させ放流する場合、BOD, SS の排出基準値は 600mg/ℓと考えてもよろしいですか。	ご理解のとおりです。
39	共通編	23	排水基準値（し尿処理施設からの出口）	※し尿処理施設からの排水量は 1,000m ³ /日以内で、24 時間均等排出すること。 とありますが、 工事期間中、地下水対策工事として設置予定のディープウェル排水も含めての下水道放流への総量規制等はありませんでしょうか。	し尿処理施設からの排水量の制約は、し尿処理施設からの処理排水についてのみ適用されるものです。 下水道放流の量については、下水道への接続地点によって異なります。計画される接続点について、本市下水道課と協議してください。
40	共通編	24	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	仮設リサイクル棟の確認申請提出時に、必要となる協議内容、および提出が必要となる資料をご教示願います。	仮設リサイクル棟の確認申請提出時に必要となる協議内容は、提案内容によって異なります。提出が必要となる資料は、条例施行規則第 42 条の 2 第 2 項に記載のとおり、建築物等緑化計画届、位置図、配置図、屋上平面図、建物立面図、緑化計画図、その他知事が必要と認める書類です。
41	共通編	24	粉じん基準値	作業環境の粉じん基準値として 0.15mg/m ³ 以下となっていますが、本値は事業所衛生基準規則で規定される事務室の環境管理の基準値と同値であることから、有人の事務室である中央制御室で満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか。また、プラント内の作業環境については p. 44	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				記載のとおり、ダイオキシン類について第 1 管理区域を管理値とすることで宜しいでしょうか。	
42	共通編	25	関係法令	関係法令が記載された表中に「PCB 使用電気機器の取扱いについて」とございますが、解体対象物には、PCB 含有機器は存在しないものとして計画・御見積させていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	共通編	27	引渡性能試験	「引渡性能試験は、原則としてエネルギー回収推進施設については工事中に行うものとし」とありますが、各施設の引渡性能試験方法の表には敷地境界(騒音・振動・悪臭)の保証値も記載があります。これは、各工事フェーズごとに敷地境界での保証値を遵守しなければならないという理解でしょうか。その場合、全施設完成時には保証値の遵守が可能でも、工事途中段階では騒音対策の難しい仮施設や遮蔽物が無いこと、既存施設の稼働状況の事由により、先行して建設する施設に対して必要以上の騒音対策が必要となる可能性もあり、過剰な仕様となる可能性があります。よって、建設途中の敷地境界での試験は参考値とし、保証値は全施設が完成した際に適用されるものとさせて頂けないでしょうか。	引渡性能試験実施日は他施設の稼働していない時を計画してください。
44	共通編	27	破碎基準	破碎ごみの最大寸法については、焼却炉投入に支障のない寸法として、事業者設定とさせていただけないでしょうか。	可燃粗大ごみ処理設備の破碎基準に関するご質問と理解します。可燃性粗大ごみ処理設備の破碎基準は、焼却灰に 300mm 以上のものが混ざらないようにすることを前提に、事業者提案でも可とします。
45	共通編	27	引渡性能試験方法	整備編 p7 の処理フローにおいて、排ガスの各試験項目の内、ばいじん・塩化水素・硫黄酸化物・水銀は、ろ過式集じん器で除去するため、ろ過式集じん器の後流での測定は、「ろ過式集じん器出口」または「煙突出口」での 2 回/箇所以上測定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	「ろ過式集じん器出口」及び「煙突出口」を意図しています。
46	共通編	28	仮設リサイクル処理場の性能保証項目	集じん・脱臭設備の設置スペースがありませんので、悪臭は性能保証項目対象外とし、参考測定とさせていただけないでしょうか。	不可とします。
47	共通編	28	引渡性能試験方法	騒音、振動、悪臭の測定場所が敷地境界線上の 4 ヶ所と記載があります。測定を行う敷地境界線は、共通編 p3 に示されている工事範囲の赤線ラインとの理解でよろしいでしょうか。	運営範囲の緑線ラインとします。具体的な測定地点は協議により決定することとします。
48	共通編	29	引渡性能試験方法	焼却灰熱しゃく減量について、保証値は乾灰と記載がありますので、サンプリング場所は焼却灰搬出装置出口ではなく、焼却灰搬出装置入口側の主灰シュート部の乾灰を採取するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	共通編	31	非常時対応試験	商用電源を遮断したまま非常用発電機を用いて 1 炉を立ち上げた後、ボイラにより発生した蒸気を用いて蒸気タービン発電機を起動し、焼却炉定格運転することで宜しいでしょうか。また、定格運転とは 105t/24h に相当する運転として、時間については 24h に限らず、試験要領書で貴市の承諾を得て実施することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	共通編	32	マテリアルリサイクル推進施設の引渡性能試験方法	マテリアルリサイクル推進施設は防臭区画の設定対象外と考え、悪臭の防臭区画は試験項目対象外とさせていただけないでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設にも防臭区画はあるものと考えます。したがって、悪臭の防臭区画は試験項目対象です。
51	共通編	33	非常時対応試験	マテリアルリサイクル推進施設とエネルギー回収施設の引渡時期が異なることから、本試験は、商用電源を遮断した状態において、エネルギー回収施設の蒸気タービン発電機の自立運転でマテリアルリサイクル推進施設を運転できることを確認することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	共通編	34	仮設リサイクル処理場の引渡性能試験方法	集じん・脱臭設備の設置スペースがありませんので、排気口出口粉じん濃度は試験項目対象外と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
53	共通編	36	本業務の引継ぎに関する条件	「仮設リサイクル処理場については 25 日間以上とする」あります。仮	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				設リサイクル処理場はマテリアルリサイクル推進施設の稼働に合わせて解体されますので、業務の引継は不要との理解でよろしいでしょうか。	
54	共通編	36	運営の契約不適合責任	運営の契約不適合責任担保期間は原則として、運営期間及び運営期間終了後2年間とする、とあります。運営期間終了後においては、当社以外の運営事業者による運転や維持管理等の可能性がある中、2年間の契約不適合責任を負うのは過度な負担と考えます。運営期間終了時には36ページ第6節1.⑤に記載のとおり機能検査を行うことから、さらなる2年間の契約不適合責任は事業者の所掌から除外していただけないでしょうか。	ここの「運営期間終了後2年間」については、共通編P.35「運営期間終了後の引渡条件」に記載の、「本市が運営編に記載のある業務を、事業期間終了後も2年以上継続して実施することに支障のない状態であること」に関するものです。当然ながら、当該2年間において本市または他の運営事業者の責めに帰すべき事由が生じた場合に、それを本事業の事業者の契約不適合とするものではありません。
55	共通編	37	契約不適合責任	設計の契約不適合責任担保期間は引渡後10年間、工事関係は2年とありますが、これは全施設の引渡期日から算出されるものではなく、各施設の性能試験後の引渡から算出されると理解して宜しいでしょうか。また、各施設に引渡期日が設定される場合、これに関係して本設となる屋外設備(埋設物・舗装等)も同時に引渡期日が設定されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	共通編	41	埋設廃棄物への対応	分別した廃棄物の内、焼却可能なものについて I期工事期間中：可能な限り既存焼却施設で処理 II期工事期間以降：新施設で可能な限り処理 とありますが、既設及び新設ごみピットで受入不能な量が発生した場合、場内に別途一時保管場所を設ける必要が生じます。ごみピット以外の代替地が必要となった場合、場内で場所確保可能と考えてよろしいでしょうか。万が一場内確保できない場合、敷地外に中間積替場等、確保可能と考えてよいでしょうか。	ごみピットを含め、敷地内に貯留可能な量と想定しています。
57	共通編	41	埋設廃棄物	掘削により生じた埋設廃棄物のうち、焼却できないものを建設廃棄物として場外処分するとございますが、発生量が不確定であることから、処理費に関しては別途清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	清算は考えていません。埋設廃棄物の分布や、想定される掘削範囲から、掘削する埋設廃棄物量を想定してください。埋設廃棄物の性状については、添付資料8 土壌汚染状況調査報告書を参照し、焼却できないものの量を想定してください。
58	共通編	41	埋設廃棄物への対応	「埋設廃棄物の分布範囲及び種類については、添付資料6～8を参照すること」と記載がありますが、添付資料6～8だけでは情報量が少なく数量の想定ができないため、追加資料をご提示いただけないでしょうか。	事前調査結果は、提示しているものが全てです。設計期間において、その後の工事計画をより詳細に検討するために事業者において追加調査を行うことは構いません。
59	共通編	42	土壌汚染への対応	土壌汚染未調査区画において、土壌汚染が検出された場合は、工期・費用とも別途協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	本項に記載のとおり、未調査区画における調査で土壌汚染が検出された場合の対応は、砒素・ふっ素・鉛への対応に準じることとします。つまり、未調査区画において砒素・ふっ素が検出された場合は、工事範囲全体(要求水準書(案)への質問に対する回答No.17に基づき雨水浸透施設設置のために指定しなかった単位区画を除く)について形質変更時要届出区域として指定を受けた中でのことであるため、別途協議は考えていません。鉛が検出された場合は、掘削除去を基本とするため、その対応は本要求水準の範囲外とし、別途協議させていただくことを考えています。砒素・ふっ素・鉛以外の有害物質が検出された場合は、対応方法を含め協議させていただくことを考えていますが、考え方としては、砒素・ふっ素・鉛への対応と同様に、「自然由来の可能性が高いものは特に掘削除去の必要はない」、「人為由来の可能性が高いものは掘削除去」と考えています。
60	共通編	42	土壌汚染への対応	現況から地下5～7m付近から下に地下水あり(第1帯水層)。汚染拡散防止のための工事中仮設排水は、下水放流計画を基本構想と考えます。	工事中排水の放流先は下水道を含め事業者提案に委ねることとします。ただし、下水道放流の量については、下水道への接続地点によって異なる

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				同施設内（既存稼働施設も含め）からの下水道放流への総量規制等ありますでしょうか。うち、工事用排水として下水道放流量への割り当て量が判れば概略で結構ですのでご教示お願いいたします。	ります。計画される接続点について、本市下水道課と協議してください。なお、既存施設からの排水は、要求水準書添付資料 12 に示す放流路により下水道に接続していますが、本事業での接続点は工事用排水を含めこれに限るものではありません。
61	共通編	42	軟弱地盤への対応	②「地盤沈下が起きた場合には、運営期間中も適切に対応すること」と記載がありますが、設計や施工に起因しない事由で地盤沈下が発生した場合には、運営期間中は運営事業者が貴市に協力することを意図とし、対応検討や補修工事に係る費用は貴市負担と理解して宜しいでしょうか。	設計や施工において地盤特性を十分考慮し、対策を行った上で生じた地盤沈下については、ご理解のとおりです。
62	共通編	42	その他の工事条件	「予期せぬ大規模な工作物（抜杭工が必要な杭等）や地中障害物が存在した場合は別途協議を行う」と記載がありますが、別途協議対象となる埋設物等は、添付資料（地歴調査や旧施設図面等）以外、また、その処分費用は貴市負担との理解で宜しいでしょうか。なお、上記理解が正である場合、地歴調査資料からは具体的な埋設物を想定することが困難なため、協議対象物については旧施設図以外とさせて頂けないでしょうか。	「予期せぬ大規模な工作物」とは、旧施設（旧固定炉・旧焼却施設・旧し尿処理施設）の図面で提示している範囲以外のもの、及び地歴調査資料において地下部分が読み取れる範囲以外のものを意味します。
63	共通編	42	その他の工事条件	過去の施設建設時、仮設施工した、 ・地下山留め、連続遮水壁 （シートパイル、SMW、ソイル壁等） ・仮設構台の H 鋼杭 ・ディープウェルケーシング など仮設残置構造物の工事計画図など情報ありましたら、設計・工事計画に反映いたしますので開示のほどお願いします。	ご要望の資料はございません。
64	共通編	42	土壌汚染への対応	砒素・ふっ素汚染土壌は可能な限り場外搬出せず済むように、敷地内での仮置き・埋戻し（設計 GL の変更対応を含む）を基本とします。とありますが、現場の状況を鑑みると、場内に汚染土壌を仮置きする場所の確保は極めて困難にお見受けします。また仮置き土壌は工事工程・工事計画上、地下躯体工事完了までの長期間、場内仮置きとなり、周辺環境への影響等も考慮すると、現実的ではないと考えます。よって汚染土壌は場外搬出・場外適正処分の方向性で進めることが確実性があり得策かと考えますが、問題ありますでしょうか。	砒素・ふっ素汚染土壌は、可能な限り場内での仮置き・埋戻しを基本としますが、それでも場外搬出せざるを得ない場合は、それを妨げるものではありません。砒素・ふっ素汚染土壌の取扱いについては、申請範囲の検討を含め、事業者の工事計画に委ねます。
65	共通編	42	軟弱地盤	「地盤の緩い場所があり、現在、敷地内に地盤沈下を起こしている箇所がある。」と記載がありますが、該当する場所をご教示いただけないでしょうか。また、地盤沈下した時期や原因の想定の情報はいかがでしょうか。	例えば、ランプウェイの北側からベール置場までの空地、灰積出場、計量棟付近など重量車両が通行している場所において地盤沈下が見られます。具体的には、現地を確認してください。
66	共通編 整備編	42 162	土壌汚染への対応 地下水モニタリング調査	共通編には「既存の観測井（敷地南側境界付近 3 か所）を使用し、工事中及び工事完了後の地下水モニタリングを行うこと。モニタリングの頻度及び期間は、本市環境政策課との協議により確認すること。」と記載があります。一方、整備編には「ひ素・フッ素について、既存モニタリング用井戸を使用し、現場着工時から竣工まで 3 地点で年 1 回測定を行うこと。」と記載があります。地下水モニタリングの調査項目・頻度・期間は、整備編を正と考えてよろしいでしょうか。	共通編を正とします。（整備編の記載は削除します。）
67	共通編	42	その他の工事条件	残存工作物・地中障害物の存在が確認された場合は、事業者の負担において適切に処分。とありますが、工事全体を進めるにあたり基本的な考え方として、新設する建築構造物に構造上支障となる、干渉する地下構	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				造物については全て撤去。支障とならない残存地下構造物については貴市へ事前協議図書提出し、承認いただければ存置で可。という考えで問題ないでしょうか。	
68	共通編	42	災害対策について	「研修室は、災害時には災害対策本部の部屋としても活用することを想定している」と記載がありますが、この災害対策本部とは本施設用途に対するものと理解して宜しいでしょうか。	本施設用途に対するもののみではなく、市役所本庁舎が被災した場合に、その代替として機能の一部を担うことを想定しています。
69	共通編	44	車両動線計画	「一般持込車両（未登録者）はごみ種に関係なく一か所で受け入れるものとし、…」と有りますが、一般持込車両の計量は一括での計量（代表データ）とし、ごみ種ごとの計量は日毎のごみ種の搬入総重量が判れば良いとの理解でよろしいでしょうか。	混載への対応についてのご質問と理解します。混載への対応方法は、ご理解のとおりです。
70	共通編	44	車両幅員	「車両動線は、安全に十分配慮するとともに、幅員は原則 10m とすること（対向車線方式も可）。」と記載がありますが、安全に十分配慮し、維持管理上、支障がない場合は幅員 10m 以下にて事業者提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	共通編	46	マテリアル推進施設の安定稼働	「鉛含有製品が、焼却炉へ混入しないように、選別」と有りますが、回収されたものは貴市の所掌に基づき引取業者、搬出先を確保いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	共通編	46	搬入廃棄物の管理 ②	「市が処理できないごみ」が搬入された場合には、～返還が困難な場合には、事業者と市で協力して処理することとするが、詳細は協議するものとする。」とあります。事業者が協力する内容について現状想定されている内容があればご教示願います。	例えば、市が引取業者の確保を行い、事業者は仮置場の提供を想定しています。
73	共通編	46	マテリアルリサイクル推進施設の安定稼働 ④	「危険物・有害物・適正処理困難物（本市所掌のもの：小型充電式電池・ボタン電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類・スプリング入りマットレス）は、適正に保管し、市に引き渡すこと。」とあります。引き渡す場所は本施設の敷地内との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	共通編	47	一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム ①	「ごみの予約受付システム」（一般～を整備し、受付業務を行うこと。）とあります。「ごみの予約受付システム」の運用開始は仮設リサイクル処理場の運用を開始する令和 6 年 4 月からとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	共通編	47	一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム ①	新たに整備する「ごみの予約受付システム」は、添付 20：②「粗大ごみ受付センター運営業務委託仕様書〔現行のもの〕」に明記されている仕様と同程度のものを構築するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、必要資格、設置条件についても、上記添付 20 の内容に準拠するという理解でよろしいでしょうか。	業務内容については概ね同様の内容を想定していますが、一部、本事業で求める内容と整合しない部分があるため、入札公告時の要求水準書では具体的にお示しします。
76	共通編	47	一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム ①	新たに整備する「ごみの予約受付システム」を用いて、事前予約受付を行う職員の勤務場所については、本施設の敷地内にする等の制約条件はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	共通編	47	一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム ②	「マテリアルリサイクル推進施設の稼働開始に伴い、平常時から市民サービスの向上を図ること。」とありますが、現在制限されている一般持込車の搬入台数は、現在の 130 台/日程度（年末の 1 日のみ 300 台/日程度）からどの程度増やすことが望ましいか、想定される台数をご教示願います。	事業者が想定する配置人数・機器能力の範囲内で、最大の台数を求めます。
78	共通編	47	一般持込ごみ及び収集粗大ごみ予約受付システム ③	「マテリアルリサイクル推進施設の稼働開始に伴い、市民サービスの向上を図ること。」とありますが、現在制限されている収集粗大ごみの搬入車両は現在の 500 ポイント/日からどの程度増やすことが望ましい	事業者が想定する配置人数・機器能力の範囲内で、最大のポイント数を求めます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				か、想定されるポイント、車両台数（台/日）をご教示願います。	
79	共通編	47		建築構造体はⅡ類、建築非構造部はA類、建築設備は甲類として、設計することとありますが、仮設リサイクル棟は一部、既設建物を利用することから、除外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	共通編	48	災害対策について ⑩	「特に研修室は、災害時には災害対策本部の部屋としても活用することを想定している。」とありますが、周辺住民を対象とした災害時の避難所として本施設を利用する計画はございますでしょうか。その場合、想定される収容人数をご教示願います。	避難所としての利用は想定していません。
81	共通編	48	最大浸水想定区域	開発構想届では「開発事業区域は、計画浸水想定区域（0.5m未満）及び最大浸水想定区域（3.0m以上5.0m未満）に該当する」となっています。一方、「ハザードマップにおける100年に一度の浸水被害想定では、敷地内は50cm以下の浸水想定」と記載がありますので、50cm以下で計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	共通編	48	災害対策本部	「特に研修室は、災害時には災害対策本部の部屋としても活用することを想定している。」と記載がありますが、必要な設備やスペースなどの指定はございますでしょうか。	何か特別な設備を設けたり、部屋を広くしたりということは求めていません。
83	共通編	50	全体計画	…すべて建屋内で貯留・処理を行い、資源物等を含めて屋外に留め置くことがないこと。とあります。工事期間中の埋設廃棄物について、既設及び新設ごみピットで受入不能な量が発生した場合、場内に別途一時保管場所を設ける必要が生じます。埋設廃棄物の一時保管場所についても建屋内に全て留め置く必要がありますでしょうか。	既設及び新設ごみピットで受入可能な量を想定しています。建設廃棄物として場外処分する分については、場外に留め置くことも可とします。
84	共通編	51	見学者・来場者への配慮 ③	「市民が自由に憩えるスペースとして、憩いの広場を計画」することとありますが、憩いの広場の開放時間はエネルギー回収推進施設の受付時間と同様、月曜日～金曜日（祝日含む）の8:00～16:15、土曜日（祝日含む）の8:00～12:00との理解でよろしいでしょうか。	憩いの広場の開放時間は、要求水準書に示します。
85	共通編	58	現場管理	事業者は、近隣住民等との調整や近隣の理解及び安全を確保することとありますが、電波障害に係る近隣住民対応は実施方針別紙3のリスク分担表の「近隣対応リスク」のとおり、貴市による所掌が適当と認識致します。したがって電波障害に係る近隣住民対応は貴市の所掌としていただけませんかでしょうか。	共通編P.11～12に示す事業範囲のとおり、電波障害調査は事業者所掌とします。近隣住民対応を含め、電波障害対策工事は市所掌とします。
86	共通編	58	現場代理人	現場代理人に必要とされる資格について、ご指定がありましたらご教示願います。	指定はありません。
87	共通編	58	監理技術者	本工事の契約上の監理技術者資格についてご教示願います。また、本工事は清掃施設の建設工事のみならず、複数の解体工事なども含まれる多種多様かつ、長期間の工事となりますので、専任配置する監理技術者の資格要件、途中交代を、ご協議の上お認めいただけないでしょうか。	契約上の監理技術者資格は、実施方針P.11に定める建設企業の各役割に応じて、必要な資格者を配置してください。（「⑧建屋の建設を担当する建設企業」は土木一式工事または建築一式工事、「⑨エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業」～「⑫し尿処理施設のプラント設備の建設を担当する建設企業」は清掃施設工事、「⑬既存施設の解体を担当する建設企業」は土木一式工事または解体工事、「⑭その他施設（管理棟、外構施設等）の建設を担当する建設企業」は、土木一式工事または建築一式工事となります。）専任配置期間や専任配置義務緩和等については、国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル」（令和2年9月30日改正）に基づき適切に対応してください。上記の監理技術者を、本事業の整備期間中を通して配置を求めるものではなく、工事の必要な時期に専任させてください。途中交代についても、同マニュアルに基づき適切に対応される範囲内で可とします。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
88	共通編	58	現場管理	「…建築機械設備工事、建築電気設備工事、プラント電気工事の施工業者の社員の中から担当責任者を専任し、…常駐させる。」との記載がございますが、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の責任者は兼務が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	共通編	58	現場管理	現場代理人と監理技術者は兼務可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可とします。
90	共通編	58	近隣住民等	「事業者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整及び電波障害や近隣建築物の状態等の事前調査等を十分行い」と記載がありますが、具体的な範囲が分かる資料をご提示いただけないでしょうか。	契約後の協議より調整するものとします。
91	共通編	58	完成図書	記載の完成図書の提出部数をご教示ください。（貴市より工事監理業務を委託される業者の必要分を含む）	契約後の協議より調整するものとします。
92	共通編	61	試運転	仮設リサイクル処理場の試運転期間は本項に示されている期間とは関係なく、事業者の考える任意の期間で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	試運転期間の指定はありません。事業者が妥当と考える期間をご提案下さい。
93	共通編	61	試運転	し尿処理施設の試運転期間を御教示下さい。	試運転期間の指定はありません。事業者が妥当と考える期間をご提案下さい。
94	共通編	64	運営体制	運營業務に係る現場総括責任者は、 資格要件を満たせば、各施設 ①仮設リサイクル場 ②エネルギー回収推進施設 ③マテリアルリサイクル施設 ④し尿施設 の廃棄物処理施設技術管理者と兼務可能と解釈してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可とします。
95	整備編		全般	今回工事において、指定材料・メーカー・工法及び貴市よりの支給品の類はないものと考えて宜しいでしょうか。	材料・メーカー・工法の指定はありません。管理棟や収集作業員詰所の什器・備品は市で用意します。遵守すべき内容は共通編に示す内容であり、整備編や運営編は一例として示す内容です。
96	整備編	3	仮設工事	仮囲い高さ 3m の指定を除き、仮囲い等仮設物の指定はないものと考え、仕様及び位置等の計画は請負者の提案に拠ると考えて宜しいでしょうか。	契約後の協議より調整するものとします。工事区画と運転を行う区画を安全に分ける必要があり、全く囲いが無いものまで任意にはできません。
97	整備編	3	仮設工事	正式引き渡しまでの工事用電力・・・は、事業者の負担とありますが、仮設リサイクル処理場及びその他電源切替に伴い仮設電源供給となる既設建屋への電力供給についても事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	整備編	3	仮設工事	仮設事務所の存置期間は土建工事着工から契約工期の終了までと考えて宜しいでしょうか。	現場事務所は契約工期終了まで存置する必要はありません。新しい管理棟が竣工し、代替機能を確保できた時点で、現場事務所は撤去しても構いません。
99	整備編	3	花壇	塗装下地にアスベストが含まれる可能性がある範囲について、面積等ご指示願います。	要求水準書添付資料 15 に示す調査結果より想定ください。
100	整備編	4	し尿処理施	現し尿処理施設の解体前に残置される汚泥・汚水の想定量をご提示願います。	し尿処理施設内の汚泥・汚水は、排出装置で取り出せる範囲で撤去します。
101	整備編	6	DSC 方式	DSC 方式とは、DCS 方式と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	整備編	8	搬入形態	一般持込ごみは、一般持込ヤードで受入・選別後に、ごみ種類ごとに再度計量する必要があるのでしょうか。	その必要はありません。
103	整備編	8	回転式破砕機	回転式破砕機について、処理能力が 5.8 t /5 h とありますが、不燃粗大	ご理解のとおりです。6.4t/5h には、破砕前にピックアップする小型家

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				ごみの搬入ごみ量が 6.4 t /5 h とあります。全量破碎しない計画でしょうか。	電やマットレスも含まれています。数値は要求水準書添付資料 1①を参照ください。
104	整備編	8	一般持込ごみ	「動物の死体（猪や犬・猫等のペット）」は一旦冷蔵庫に保管」と記載がありますが、冷蔵庫に入れる作業は動物を持ち込んだ搬入者自身で行い、運営事業者の作業はないとの理解でよろしいでしょうか。また、動物の死体も計量を行うのでしょうか。	動物の死体を冷蔵庫に入れる作業は、基本的には搬入者自身が行うこととします。 動物の死体は個別に計量する必要はありませんが、頭数と種類を記録の上、料金を徴収してください。
105	整備編	10	③プラスチック	「・・・整備される法令によっては処理の変更も行うことがある。」とありますが、変更により処理系統が変わるなど、当初提案させていただく内容から変更し追加費用が発生する場合は、別途協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	整備編	12	マテリアルリサイクル推進施設処理フローシート（参考）	「小型不燃ごみ」において、小型家電は回収することとなっていますが、共通編/第3章/第1節/5.③で「※小型家電は原則高品位のものとする」と有ります。低品位で粗大ごみに満たないサイズの家電製品は残渣として扱って問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	整備編	12	マテリアルリサイクル推進施設処理フローシート(参考)	『残渣貯留設備』と『かんびん残渣貯留設備』は個別に設置するのではなく、兼用してもよろしいでしょうか。	かんびん選別残渣の貯留設備は、不燃系との共有は不可します。(かんびん選別残渣は、フローシート(参考)に記載のとおり、個別に民間処理委託する可能性があるためです。) 入札公告時の要求水準書において示します。
108	整備編	13	破碎設備	二軸破碎機について、処理能力が 13.0 t /5 h とありますが、粗大ごみの搬入ごみ量が 13.6 t /5 h とあります。全量破碎しない計画でしょうか。	ご理解のとおりです。13.6t/5h には、破碎前にピックアップする小型家電やマットレスも含まれています。数値は要求水準書添付資料 1①を参照ください。
109	整備編	15	仮設リサイクル処理場フローシート（参考）	「小型不燃ごみ」において、小型家電は回収することとなっていますが、共通編/第3章/第1節/6.③で「※小型家電は原則高品位のものとする」と有ります。低品位で粗大ごみに満たないサイズの家電製品は残渣として扱って問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	整備編	18	使用材料規格	JIS 相当品であれば、GB, ASME, ASTM などの海外規格品の使用は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	整備編	18	④ 使用材料規格	「ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とすること。 ・原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。ただし、環境に対する負荷の低減を目的として、国土交通省の認定を受けた指定建築材料の使用に関しては、本市と協議することを可能とする。」とありますが、以下2点についてご教示ください。 ①ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められ、且つ事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有する JIS 材と同等の ASME 材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。 ②ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨、燃焼装置・給じん装置等については材料証明書などから成分・強度が JIS 規格と同等と確認でき、且つ事業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有する海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、ご理解のとおりです。
112	整備編	18	鉄骨製作工場の選定	付属施設等軽微な建築物（工作物）を除き、と記載されております。将来的に解体が予定される仮設建築物も上記範囲に含まれるものとして、実績のある材質を事業者にて選定すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
113	整備編	18	鉄骨製作工場の選定	「S 又は H グレード」と記載がありますが、納入実績もあり問題ない場合は、S 又は H グレード以外も事業者提案にて選定してもよろしいでしょうか。	M グレード認定工場でも、H グレード相当の品質管理能力や技術力を有した工場であることを前提に、M グレードでも可とします。
114	整備編	18	鉄骨製作工場の選定について	「工場認定基準による S 又は H グレード」とありますが、本施設は M グレード認定工場でも適切な品質管理にて製作が可能な施設規模であると考えます。S 又は H グレードをご指定される意図をご教授ください。	本施設は、適用可能な建築物の種類としては M グレードでも可能ですが、品質管理能力や技術力の点から、市が考える一例としては「S 又は H グレード」と記載したものです。H グレード相当の品質管理能力・技術力を有していることを前提に、M グレードでも可とします。
115	整備編	22 74	プラットホーム	「床仕上：防水仕様」とありますが、これはプラットホーム下に部屋がある場合の仕様と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	整備編	22	プラットホーム	プラットホームの設置階・高さは事業者提案で良いという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。土木建築仕様 第 1 節 4 ⑨に記載のとおり、プラント機械設備等の設置高や、作業効率・作業空間を十分考慮して、階高を決めてください。
117	整備編	22	プラットホーム出入口開閉設備	操作方式が現場手動となっていますが、ごみ受入時間帯は常時開としておく運用で良いと理解して宜しいでしょうか。	臭気対策が図られていることを前提に、常時開とすることを想定しています。
118	整備編	24	ごみクレーン	2 段ピットの場合の稼働率についても、投入作業は 33%以下とし、積替・攪拌も考慮してバケット容量選定すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者提案に委ねます。
119	整備編	25	窓拭き洗浄装置	標準仕様の記載内容からレールを可動する方式の窓洗浄装置について記載されていると理解しますが、本仕様と同等の仕様が確保できれば、異なった方式の窓洗浄装置を提案することは可能でしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
120	整備編	26	可燃性粗大ごみ破砕機	投入口寸法は、幅 1.5m×長さ 2.5m として、それよりも大きいごみがある場合には、事前分解することで宜しいでしょうか。	投入口の寸法について指定はありません。事前分解も含めて計画しても構いません。
121	整備編	26	可燃性粗大ごみ破砕機	「竹・笹の搬入があるため、4t ダンプ車から直接投入できる程度の容量を確保すること」とありますが、ダンプアップして投入する場合、機器周辺にごみが接触して破損等を引き起こす可能性があります。よって、ヤードに一度荷下ろしして、重機で投入する提案をお認めいただけないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
122	整備編	40	有害ガス除去設備	HCl・SOx 除去設備および NOx 除去設備の薬品貯留装置の容量は、「基準ごみ時使用量の 7 日分以上」とありますが、災害時を想定して、1 炉運転時の使用量と理解してよろしいでしょうか。	2 炉運転時の能力で災害廃棄物処理を想定しています。そのため、2 炉運転時の使用量 7 日分として下さい。
123	整備編	41	ダイオキシン類・水銀除去設備	薬品貯留装置の容量は、「基準ごみ使用量の 7 日分以上」とありますが、1 炉運転時と理解してよろしいでしょうか。	2 炉運転時の能力で災害廃棄物処理を想定しています。そのため、2 炉運転時の使用量 7 日分として下さい。
124	整備編	49	薬剤添加装置	薬剤タンクは、「一式（7 日分以上）」とありますが、災害時を想定して、基準ごみ 1 炉運転時における 7 日分以上の使用量を確保する、という理解でよろしいでしょうか。	2 炉運転時の能力で災害廃棄物処理を想定しています。そのため、2 炉運転時の使用量 7 日分として下さい。
125	整備編	50	飛灰処理物ピット	容量は「7 日分以上」とありますが、基準ごみ 2 炉運転時の 7 日分以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	整備編	50	クレーン操作窓	「クレーン操作室はピット内空気と完全に遮断された強化ガラス張り構造とすること」と記載がありますが、強化ガラスは破損による粉砕の懸念があります。よって、合せガラスや網入ガラス等の破損時に粉砕しない材料をご提案することは可能でしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
127	整備編	51	〔特記事項〕	「④井水をプラットホーム洗浄水、し尿処理施設の希釈水等で使用すること」とありますが、プラットホーム洗浄水をプラントの再利用水で賄える場合、井水使用ではなく再利用水を使用することをお認めいただけますでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
128	整備編	51	プラント用水（上水）受水槽	容量は「平均使用量の7日分」とありますが、災害時を想定して、基準ごみ1炉運転時の使用量の7日分という理解でよろしいでしょうか。	2炉運転時の能力で災害廃棄物処理を想定しています。そのため、2炉運転時の使用量7日分として下さい。
129	整備編	57	処理プロセス	「漏電の生ずるおそれのあるものは、絶縁状態を把握できるものとする」と記載がありますが、漏電遮断器等を設置するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	整備編	65	ITV 装置	屋外に設置するカメラはSUS製ケース入りとありますが、SUS製のカメラケースを製造してない場合は、耐腐食性のカメラケースを使用することをお認めいただけないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
131	整備編	65	中央制御システム	省力化のため、帳票プリンタ、メッセージプリンタ、カラーハードコピー機は兼用することをお認め頂けないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
132	整備編	70	環境集じん装置	灰ピット、飛灰ピット、灰積出場に限定したものとし、灰ピット全体を負圧保持し、換気装置としてHEPA+チャコールフィルタ等を配し、環境集じん装置方式ではなく、フィルター取替方式としても差し支えないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
133	整備編	72	計量機（一般持込等未登録車用）	市の他施設（緑のリサイクルセンタ）の計量データの送受信方法をご教示ください。	緑のリサイクルセンターの計量データをインポートすることは、要求水準書から削除します。
134	整備編	72	収集粗大受入ヤードほか	マテリアルリサイクル施設の各ヤードへのアクセス車両は、共通編 p17 の13. 想定搬入出車両等の車両であり、下記の理解でよろしいでしょうか。 ・収集粗大受入ヤード：③一般持込（事業系）搬入車両 ・一般持込受入ヤード：②一般持込（家庭系）搬入車両 ・プラットホーム：①ごみ収集車両	収集粗大受入ヤードへの搬入車両は、①ごみ収集車両のうち直営の粗大ごみ収集に係るもの、事業系許可の粗大ごみ収集に係るもの、及び事業系の役所関係で粗大ごみ搬入を行うものです。 一般持込受入ヤードへの搬入車両は、②一般持込（家庭系）搬入車両、③一般持込（事業系）搬入車両です。 プラットホームへの搬入車両は、①ごみ収集車両のうち、収集粗大受入ヤードへの搬入を行うもの以外です。 収集粗大受入ヤード及び一般持込受入ヤードへの搬入車両は、要求水準書添付資料1⑤⑥を参照ください。
135	整備編	74	冷凍庫	搬入される大型動物の死体（猪等）はどのような車両で搬入されるのか、また、搬出車両および積込みはどのように実施されているかご教示ください。	搬入及び搬出車は、基本的には自家用貨物車（バン）です。複数の作業員で持ち上げられないような大型動物の場合は、ユニック車で作業を行う可能性があります。搬出時の積込作業は、基本的には搬出業者が行います。
136	整備編	74	冷凍庫 大型動物用	内寸について 幅 1874 mm×長さ 620mm×高さ 683mm と記載がありました。 大型動物用としては寸法的に小さく感じますがよろしいでしょうか。	指定寸法以上の大きさであれば構いません。
137	整備編	74	冷凍庫大型動物用	冷凍庫大型動物用指定仕様のメーカー、型式をご教示ください。	メーカーや型式は指定しません。要求水準以上の仕様であれば構いません。
138	整備編	75	不燃粗大ごみ貯留設備など	ピット方式を選択した場合、ピット投入部はごみ投入扉でなくシャッターの採用も可との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねますが、現有施設と同様、特に投入扉やシャッターの設置は求めていません。
139	整備編	76	プラスチック類受入・貯留設備	容積算定単位体積重量が 0.02t/m ³ とありますが、収集車で圧縮されて搬入されたごみは経験上、0.02t/m ³ よりも重いと考えます。機器の処理能力については、収集車で圧縮を考慮した単位体積重量（経験値）を使用して計画させていただいてもよろしいでしょうか。	受入・貯留設備については容量確保のため 0.02t/m ³ で計画してください。処理設備で用いる単位体積重量については、共通編記載の計画量を処理できるのであれば、事業者提案を可とします。
140	整備編	77	ごみクレーン	粗大ごみ・資源ごみ用のクレーンの場合、近年は半自動までの制御が一般的です。これは、ホップ投入時の手動介入が安定稼働に効果的であることや、日中しか運転しないため全自動としなくとも稼働率に余裕があるためです。本件についても、半自動運転までの仕様でご提案することをお認めいただけないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
141	整備編	77	ごみクレーン	受入貯留設備がピット式のごみについて、処理能力に問題がなければ、ごみクレーンは1台で兼用としてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
142	整備編	78	回転式破砕機	処理能力 5.8t/5h とありますが、「実施方針」P2 表 1 では、不燃粗大ごみ 6.4t/5h とあります。破砕機の能力としては、6.4t/5h が正と考えてよろしいでしょうか。	6.4t/5h には、破砕前にピックアップする小型家電やマットレスも含まれているため、破砕機の能力とは異なります。処理対象物の量は、要求水準書添付資料 1①を参照ください。
143	整備編	78	回転式破砕機	処理能力 5.8t/5h とありますが、「実施方針」P2 表 1 では、不燃粗大ごみ 6.4t/5h とあります。破砕機の能力としては、6.4t/5h が正と考えてよろしいでしょうか。	6.4t/5h には、破砕前にピックアップする小型家電やマットレスも含まれているため、破砕機の能力とは異なります。処理対象物の量は、要求水準書添付資料 1①を参照ください。
144	整備編	78	回転破砕機	③主要項目 処理能力：5.8t/5h と記載がありますが、6.4t/5h（共通編 p10）のどちらを正とすればよろしいでしょうか。	6.4t/5h には、破砕前にピックアップする小型家電やマットレスも含まれているため、破砕機の能力とは異なります。処理対象物の量は、要求水準書添付資料 1①を参照ください。
145	整備編	88	計画概要	『本設備の中核をなすコンピュータシステムは、危険分散のため主要部分は二重化し、』とありますが、主要部分とはオペレータコンソール用パソコンのハードディスクで、RAID1 方式とするという解釈でよろしいでしょうか。	二重化の範囲やハードディスクの RAID レベルはご提案に委ねますが、万一の時にも支障なく復旧でき運転可能なシステムとしてください。
146	整備編	88	計画概要	「本設備の中核をなすコンピュータシステムは、危険分散のため二重化し」とありますが、主要部分とはオペレータコンソール（PC）のみと考えてよろしいでしょうか。	二重化の範囲はご提案に委ねますが、万一の時にも支障なく復旧でき運転可能なシステムとしてください。
147	整備編	89	(2) 防爆排気中粉じん濃度計	防爆用の排気は、集じん・脱臭設備で処理し、排気する場合は、(1) 集じん排気中粉じん濃度計のみさせていただいてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
148	整備編	89	防爆排気中粉じん濃度計	防爆排気中粉じん濃度計は非設置でよろしいでしょうか。	防爆用空気を使用しない場合や、防爆用排気を集じん・脱臭設備で処理し排気する場合は、非設置でも可です。基本的には、ご提案に委ねます。
149	整備編	89	ITV 装置	回転雲台について、同様の機能を持ったドーム型カメラの採用もお認めいただけないでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
150	整備編	92	特記事項①	『数量は、上記台数を基準として』とありますが、画面分割の構成、大型モニタ(55 インチ)の採用等で台数を大幅に削減することは可能でしょうか。(実績より 55 インチモニタに 9 画面分割表示が適当と考えます。)	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
151	整備編	93	特記事項②	『屋外に設置するカメラは SUS 製ケース』とありますが、ドーム型カメラで採用されている ABS 樹脂製のハウジングを採用してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
152	整備編	93	特記事項③	『必要に応じてワイパー』とありますが、ドーム型カメラを採用する場合はワイパー付のハウジングがないため、親水コーティングカバーを採用してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
153	整備編	94	真空掃除装置	「本装置は手選別コンベヤ付近等粉じんが発生しやすい箇所の清掃用に用いる」とあります。経験上、手選別コンベヤ付近からは粉じんよりも手選別作業中に固形物のダストが落下することが多いです。よって、真空掃除装置の代わりに、可搬しやすくメンテナンスが容易な可搬式業務用掃除機をご提案してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
154	整備編	95	環境集じん装置	環境集じん装置とありますが、「要求水準書(案)Ⅱ整備編」P87 に集じん・脱臭設備の記載があります。集じん・脱臭設備で能力が満足できれば、環境集じん装置は不要とさせていただいてもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
155	整備編	96	作業用重機・場内運搬車両	仮設リサイクル処理場で使用していた作業用重機・場内運搬車両を流用してもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
156	整備編	96	作業用重機・場内運搬車両	運営側での準備とし、整備側では納入範囲外としてよろしいでしょうか。	市への納入を意図しておらず、事業者にて準備すればよいと考えています。(例：リース、レンタルなど)
157	整備編	97	仮設リサイクル処理場	仮設リサイクル処理場の機器については、リース品や中古品等の採用をお認めいただくことは可能でしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
158	整備編	97 98	仮設計量機 (登録車用及び一般持込等未登録車用)	「計量機及び計量システムは、停電時でも使用できるよう無停電電源装置と接続すること。」とありますが、仮設計量機運用中は新設焼却施設が建設中であるため、本電源は既設焼却施設に設置の無停電電源装置から供給可能という理解でよろしいでしょうか。	不可とします。停電時にも計量を継続できるようにしてください。その方法についてはご提案に委ねます。
159	整備編	97 98	仮設計量機 (登録車用及び一般持込等未登録車用)	「計量機及び計量システムは、停電時でも使用できるよう無停電電源装置と接続すること。」とありますが、仮設計量機運用中は新設焼却施設が建設中であるため、本電源は既設焼却施設に設置の無停電電源装置から供給可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)への質問に対する回答 No. 158 と同様です。
160	整備編	98	仮設計量機	[特記事項]②「ただし、出口側の計量員の代わりに、料金の計算、領収書の発行等を行える自動料金収納システムも可とする。」と記載があります。自動料金徴収システムを設置した場合、出口側の簡易な計量室の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	整備編	100	粗大ごみ(破砕不可物)貯留ヤード	「粗大ごみ(破砕不可物)を貯留する場所である。10t フックロール車専用コンテナに貯留すること」とありますが、10t フックロール車専用コンテナは引取業者が準備するものであり、納入範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	整備編	105	仮設リサイクルチップ置場	リサイクルチップ置場・仮設リサイクルチップ置場の運営・管理は市様と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	整備編	119	地下外壁	「特に地下を設置する場合(中略)外壁防水塗膜し漏水のおそれのない構造とすること」と記載がありますが、「外壁防水塗膜」を躯体防水等、同等の性能を有する防水方法へ読み替えることはよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
164	整備編	119	天井	「天井耐震化システムを採用」とありますが、これは建築基準法上の「特定天井」に該当する場合は同基準を準拠し、該当しない場合は公共建築工事標準仕様書に準拠した天井下地にするという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	整備編	120	エキスパンションジョイント	「エキスパンションジョイント部分は(中略)特に、床、壁部分に施工する場合にはステンレス製とすること」と記載がありますが、これは屋内の床、壁と理解で宜しいでしょうか。	屋内に限りません。
166	整備編	122 ～ 123	管理棟計画	SPC 運営会社 事務スペースについて 本設の管理棟内に設けるのではなく、別の場所(例：焼却施設内、マテリアル施設内等、管理棟以外の場所で基本計画する)と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	整備編	125	一般駐車場(有料)	事業者は舗装を行うのみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	整備編	125	一般駐車場(有料)	維持管理及び補修業者の駐車車両については、各施設近傍で必要に応じたスペースを事業者にて計画するとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	整備編	126	構内道路	汚染土壌の観点から、今回整備範囲内の構内道路のうち、新設建物に影響しない範囲については、オーバーレイ、新規ラインマーク等による補修を行うものとして、提案させて頂くことは可能でしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。ただし既存の構内道路は不陸が多くあり、その是正は必要と考えています。
170	整備編	126	構内道路	交通量区分については、本施設通行車両から想定し、事業者にて提案できるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
171	整備編	126	舗装構成	駐輪場や仮設駐車場の舗装仕様に「表層＋基層」の2層構成の規定の記載がありますが、CBR 試験結果によって既存舗装構成と合わせることも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
172	整備編	127	植栽・芝貼	今回整備範囲内に保全又は移植が必要な樹木は無いものと考えて宜しいでしょうか。	景観協議に抛ります。
173	整備編	127	構内排水設備	「敷地内舗装面等に降った雨水の排水方法は現状を踏襲すること」と記載ありますが、下記についてご教授ください。 ①既存施設の雨水排水計画図、及び計算書の開示をお願い致します。 ②既存施設の雨水排水計画における降雨強度の開示をお願い致します。 ③添付資料 14 に現敷地の透水能力に記載がありますが、本浸透能力に倣うことで、現況の雨水排水状況に不具合は発生していないという理解で宜しいでしょうか。	①②既存排水施設の雨水排水計画図や計算書はなく、当初の降雨強度の数値も不明です。既存の外構図面や現況排水施設状況を基に、本市給排水設備課による「開発に伴う上下水道に関する基準書（手引書）」を参考に検討ください。 ③ご理解のとおりです。現行の外構となった平成2年度以降、敷地内で雨水が溢れたという実績はありません。また浸透施設に対する計算等の考え方については本市給排水設備課が作成した「浸透施設の考え方」を添付します。（大堀川に放流する分については、想定される土地利用計画に基づき県と協議してください。）
174	整備編	128	共通事項	建築機械設備工事に関し、準拠する基準類としては 共通編 P25 に記されている「国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「国土交通省標準図（機械設備工事編）」、「国土交通省監理指針（機械設備工事編）」に従うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	整備編	128	空気調和設備工事	「中央制御室にてプラットホーム、炉室、機械室、及び各管理諸室の空気調和設備を一括管理できるようにすること。」と記載がありますが、プラットホーム、炉室、機械室は容積が大きく空調の設置には適しておらず、一般的には外気温度に対する許容温度以下となるよう換気にて対応しています。プラットホーム、炉室、機械室は温度が高温になりすぎないように換気を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	整備編	129	エレベータ設備	「電源は非常用発電系統と接続すること」とありますが、これは非常時に車椅子利用者が避難する際に利用するエレベータが対象と考えてよろしいでしょうか。	火災・地震等非常時にエレベータは使用せず、むしろ使用中に火災・地震等で商用電源が断たれて停止してしまった際に脱出できるよう最寄り階まで稼働できるよう電力を供給することを考えています。そのため車椅子利用者が利用するエレベータだけを対象としているわけではありません。
177	整備編	133	非常用電源の確保	仮設リサイクル処理場は施設の特性上、非常用電源の確保対象外と考えてよろしいでしょうか。	本市消防署と協議してください。
178	整備編	133	非常用電源の確保	非常用発電設備はエネルギー回収推進施設、マテリアル推進施設、し尿処理施設兼用の設備を、エネルギー回収推進施設にのみ設置としてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
179	整備編	134	監視制御方式	「受電電力の力率改善は、100%を目標として制御すること。」とありますが、一方で、135 頁の進相コンデンサの項目には、「受電点力率 95%まで改善できる容量とすること。」とあります。 進相コンデンサの容量は、受電点力率 95%まで改善できる容量とし、自動力率調整装置の設定を 100%として運用することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで可あり、ご提案に委ねます。
180	整備編	135	盤類	「余裕として〔 〕%程度を見込むこと。」と記載がありますが、予備回路スペースと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	整備編	136	ケーブル工事（プラント関係）	ケーブル工事の仕様について【標準仕様】との記載のみで詳細仕様の記載がございませんが、一般ケーブルの採用可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	整備編	137	共通事項	建築電気設備工事に関し、準拠する基準類としては 共通編 P25 に記	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				されている「国土交通省公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「国土交通省標準図（電気設備工事編）」、「国土交通省監理指針（電気設備工事編）」に従うものと理解してよろしいでしょうか。	
183	整備編	137	電気方式	照明・コンセント設備の電気方式について、表中に「一般照明電源」と「保安照明電源」が記されていますが、「一般照明電源」は一般電源（商用電源もしくは余熱利用設備の発電設備）のみから電源供給を受ける系統であり、「保安照明電源」は平時は一般電源から供給を受け、それが停電となった場合にも非常用発電機から供給をうけることができる系統と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	整備編	137	電気方式	照明・コンセント設備の電気方式について、表中に記された「保安照明」に用いる照明器具は蓄電池を持たない一般タイプのもので理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで可であり、ご提案に委ねます。
185	整備編	140	インターネット設備	「管理棟のインターネット設備は、本市の市役所との LAN 回線に接続すること。」とありますが、受注者の業務範囲としては回線接続に使用する電路や配線の整備であり、市殿システムのセキュリティにかかわる部分はハード、ソフトの両面において市殿の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	整備編	141	その他	「敷地のみならず建物内にあっても、緊急連絡対策として、携帯電話（事務電話のコードレス電話）が使用できるように安定して電波が確保できるようにすること」とありますが、ここでいう「携帯電話（事務電話のコードレス電話）」とは P139 の 12 電話設備（4）に示されている「移動電話機（携帯タイプ）」と同じものを指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	整備編	144	事前調査	「…残置物の確認を行う…」との記載がございますが、什器備品や廃棄物等、移動可能な残置物については、貴市にて、工事着工までにご撤去頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	整備編	145	廃棄物一次保管場所	「有価物集積所を設けること。」との記載がございますが、有価物については、集積迄を請負者、運搬・処分は貴市にて行うものと考えて宜しいでしょうか。	建設工事（解体工事含む）で生じる有価物の売却先選定は、事業者の所掌とします。
189	整備編	147	埋設廃棄物	「不燃ごみはフェニックスの受入基準に合うような状態にし引き取りに来た車両に積込むまで」と記載がありますが、引き取りは請負者の要望に応じて、適宜実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	共通編に従い、焼却可能なものについては事業者にて既存焼却施設又はエネルギー回収推進施設へ事業者にて搬入してください。焼却できないものについては、事業者にて建設廃棄物として適切に場外処分してください。共通編に合わせて、整備編の記載を修正します。
190	整備編	154	ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用電気機器等	・・・PCB 廃棄物があった場合、本市で移設予定である。とありますが、PCB に関する何らかの事前調査結果はありますでしょうか。また貴市所有の PCB 保管施設が本焼却施設の敷地内に無い場合、敷地外への移動・搬出作業の所掌（積込は弊社範囲内）は貴市所掌と解釈してよろしいでしょうか。 また、PCB に関しては、残置量も不明であるため、PCB 含有機器は存在しない（存在しても弊社所掌はあくまで敷地内の横移動/積込まで）ものとして計画・御見積させていただくことでよろしいでしょうか。	PCB 廃棄物について、事前調査結果はありません。敷地内で保管していたものは、地歴調査報告書に記載のとおり、処分済です。 PCB 廃棄物があった場合の所掌については、ご理解のとおりです。
191	整備編	156	アスベスト	アスベスト含有物の機械設備の使用量が不確定であることから、見積に変動が生じることが想定されます。一定量の条件をご提示いただけないでしょうか。	各施設の竣工図から想定してください。
192	整備編	157	工事用水（井水）	工事用水に井水を利用させていただけるとのことですが、既存施設に影響のない使用可能な水量等、目安をご教示願います。	どの程度使用すれば影響があるのかは不明です。新たな井戸設置有無を含めて事業者提案に委ねます。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
193	整備編	157	残置物	解体前の事前処置に「残置物の除去・撤去」とございますが、各建物内に残置されている什器類は、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）H30年6月22日 環循規発 1806224号」の通知により、所有者様にて処分が完了しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	整備編	158	イオン化式感知器	イオン化式感知器の調査・処理費用に関しては、対象数量が不明であるため、存在しないものとして計画・御見積させていただくことでよろしいでしょうか。	基本的にはないものと考えていますが、もしあれば事業範囲として対応してください。
195	整備編	158	リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）対策	「解体対象施設においてリフラクトリーセラミックファイバー（RCF）等の使用が判明した場合」と記載がありますが、想定外の物質が発見された場合は協議とさせていただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはないものと考えていますが、もしあれば事業範囲として対応してください。
196	整備編	159	建築物解体 基礎解体 地下工作物	「杭基礎を含み、地下の構造物を全て解体撤去」との記載がございますが、「要求水準書（案）Ⅰ共通編、P42.第3章.第2節.5.地下工作物の存置」では「積極的に地下工作物の有効活用を図る」とあります。現存地盤を乱さないという観点から、貴市承諾のうえ、新設工事に影響の無い地下工作物は残置可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。（共通編の方の記載が正です。）
197	運営編	2	受付 ②	「事業者は、計量施設にて、廃棄物、薬剤・燃料等～車両の計量受付をすること。」とあります。 一般持込車（未登録車）に関しては、計量施設で計量受付を行う対象車両は、事前予約された車両のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	運営編	2	受付 ②	「事業者は、計量施設にて、廃棄物、薬剤・燃料等～車両の計量受付をすること。」とあります。 薬剤・燃料等の搬入車両は受付対応のみで、計量は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	運営編	2	受付	ごみの予約受入システムの整備や予約受付センターの運営業務が含まれていますが、「添付資料 20②」に書かれた業務内容や要求事項が、今回の業務でも求められるものと解釈してよろしいでしょうか。 もしそうではない場合は、業務の設計、積算等を行うための情報（添付資料 20②に相当するような資料等）をご開示いただけないでしょうか。	概ね同様の業務内容を想定していますが、一部、本事業で求める内容と整合しない部分があるため、入札公告時の要求水準書では具体的にお示しします。
200	運営編	2	受付	添付資料 20②の記載に、「乙の資格等」として、「年間 75000 件、月間最大 800 件以上の（中略）運営実績があること」や、「プライバシーマーク、ISO27001 又は ISMS（中略）のいずれかを取得していること」とされていますが、本業務においても同等の条件を付される（または、それに相当するくらいでなければ業務遂行が困難である）という理解でよろしいでしょうか。 また、実際の業務においても、これと同等もしくはこれに近い程度の受付件数が見込まれるということでしょうか。	必要資格や設置条件についても、入札公告時の要求水準書でお示しします。
201	運営編	2	受付	粗大ごみの持込みについては、すべて事前予約制という条件でしょうか。あるいは、予約持込みと並行して予約なしの持込みにも対応する条件でしょうか。	一般持込は、粗大ごみに限らず全て事前予約制です。
202	運営編	3	場内運搬 電気自動車の選定	場内運搬に必要な重機・車両等の選定に当たっては、電気自動車の選定を原則とする。なお、電気自動車の使用が適さない場合は貴市ご確認得た上で車種選定とありますが、現時点で結構ですので、 ・適するもの ・適さないもの	天然ガス車、水素ガス車など温暖化防止に寄与できるものが望ましいと考えています。車種として存在しない場合は、この限りではありません。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
				に対する大まかな概念等あればご教示お願いいたします。	
203	運営編	4	運転マニュアルの作成	マニュアル初版は、いつまでに作成すればよいでしょうか？	仮設リサイクル処理場の試運転開始までに、初版に関する市との協議を完了することとします。
204	運営編	6	精密機能検査	精密機能検査は基本的に受注者が行い、外部機関（コンサルタント）によるものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	運営編	7	長寿命化計画の作成及び実施	その都度、本市の確認・確認を得ることとありますが、本市の確認・承諾を得ることの誤記でしょうか。	「本市の確認を得ること」の誤記です。
206	運営編	10	売電・送電業務の事務手続き ①	「余剰電力の売電収益は本市に帰属する」とありますが、売電に関するアンシラリー料金の負担者についても、貴市と理解してよろしいでしょうか。	市の負担とします。
207	運営編	10	啓発の条件 ②	「啓発用パッカー車についても、駆動電源を含め維持管理すること。」とありますが、必要な維持管理費算出の参考とさせていただくために、啓発用パッカー車の仕様、使用方法、現状の維持管理内容をご教示願います。	大きさ・重量は整備編に示すとおりです。現在も啓発用で使用していますが、場内走行せず設置のみとしています。架装部は稼働できるように維持管理しています。
208	運営編	11	見学者・来場者対応 ②	事業者が行う見学者・来場者対応の対象者については、事前予約者のみではなく、自由見学者についても対応するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には事前に予約があります。
209	運営編	11	見学者・来場者対応 ②	事業者が行う見学者・来場者対応について、対応する曜日、時間をご教示ください。	基本的には事前に予約があるため、常に対応すべき曜日・時間が定まっているわけではありません。なお、学校からの見学は、これまでは5月・6月の平日の9:30～11:15までが多くなっています。
210	添付資料 22② 開発構想 届に対する 通知	1/5	道路関係	要求水準書（案）には記載がありませんが、開発構想届には「道路の新設、拡幅がある場合は、市の境界杭、境界プレートを事業者の負担で埋設すること」と記載がありますので、東側公道の拡幅が分かる図面と拡幅部分の舗装仕様のご提示をお願いします。	拡幅範囲・舗装仕様は、本市道路政策課と協議した上、決定します。

■意見への回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	共通編	4	工事車両の通行	工事用通用門（入口・出口）について 全体工事ステップ図① 【仮設リサイクル処理場等建設】 全体工事ステップ図④ 【既存施設解体及び管理棟等建設】 上記①、④の工事期間中についても東側正門からの工事用車両入退場は禁止となりますでしょうか。 物理的に現場工事エリアとなり、入退場門を別にしたとしても、場内でごみ収集車動線とクロスすることは避けられないことからご意見を伺いたくお願いいたします。	止むを得ない状況においては、事前に市と協議を行った上で使用を可とします。
2	共通編	11	事業範囲	その他の業務の中で、『貴市が行う近隣住民対応の支援』とあり、開発構想届に関わる申請等と思われるのですが、申請期間（期間が長引く）によっては工期の遵守が困難となる可能性があります。 本申請期間においては、事業者では想定しにくいため、貴市で想定している申請期間を明記して頂き、期間がそれより延びる場合は、工程及び費用の協議を行って頂ける等、事業者の責とならないようご配慮願います。	事業範囲に示す「本市が行う近隣住民対応の支援」は、開発構想届に関わるものに限りません。事業期間全体を通して、事業者の立場から支援いただく必要がある場合を指します。 開発構想届の手续に必要な期間については、届を提出してから協定締結まで2ヶ月前後と想定しています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
3	共通編	11	事業範囲	近隣住民説明会実施・協議完了が完了しないと、仮設リサイクル棟の工事着工、確認申請が提出出来ないものと考えてよろしいでしょうか。仮設リサイクル棟に関しては、完工までに工期が短いため、事業全体ではなく仮設工事における協議が完了すれば、仮設リサイクル棟の工事着工や確認申請の提出が出来るよう配慮願います。	開発構想届に係る行為については、協定締結を含め手続きが完了しないと工事着工できません。開発構想届に関する協議は、仮設リサイクル処理場のみを取り出して扱えるものではなく、事業全体に対して行うものです。
4	共通編	11	仮設リサイクル処理場	仮設リサイクル処理場の整備及び運営については、本事業中の工事用用地の確保や、費用低減、工期短縮の観点から例えば、要求水準書(案)記載の搬入物の受入を事業用地内で受入れることを前提に、構成企業へ処理委託することはお認め頂けますでしょうか。	ご意見のとおりで可とし、ご提案に委ねます。
5	整備編	3	仮設工事	共用の仮設会議室が必要と思われます。規模(収容人数)をご指示下さい。	既存の管理棟もあるため、共用の仮設会議室は不要です。事業者においても仮設の大会議室を用意されると思われるため、必要に応じて使用させていただきます。
6	整備編	3	仮設工事	請負者にて見込むべき式典がございましたら、その種別と規模をご指示下さい。	市主催で想定している式典はありません。
7	整備編	4	概略工事手順	建物解体後、建屋直下であった部分の土壤汚染状況調査を全ステップで実施、調査結果を鑑み次工程へ移行する中で、地下構造物撤去後の地表面レベルにはかなりのばらつき、段差、不陸が生じた状況となります。地表面レベルが不均一な状況での土壤汚染表層概況調査となり、また地中障害物存置の場合、埋設廃棄物存置の場合、並びに客土で埋戻し後等、土壤調査方法や調査対象範囲について、疑義が生じた場合、別途協議の上、慎重に進めたいと考えております。	地下構造物撤去に際しては、下部の土壌を未調査のため、極力触らないように施工することを基本とします。そういった施工が困難な場合、建屋直下の土壌採取は地下構造物の撤去前とする(構造物を削孔して下部土壌を採取する)ことを基本とします。
8	整備編	45	煙突高	「共通編第3章第3節9. 災害対策について」に記載されている「建築構造設計基準」の最新版(本年3月末改訂)では『高さが45mを超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。ごみ焼却施設の建物高さのうち、煙突は①構造：工場棟一体型とする②頂部高さ：計画地盤高より59mの高さとありますが、煙突内には屋内的空間を含まず、建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されないと理解してよろしいでしょうか。もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建物高さとして理解してよろしいでしょうか。大臣認定の可否はクリティカルパスである建築設計工程に大きな影響を与えるため、見積計画上、本件建物の高さの解釈について明確にたく、御回答をお願い致します。	本市建築指導課の見解では、基本的には煙突は屋上突出物となりますが、具体的には事業者の設計内容によって判断されるものと考えます。確認申請の提出先と協議してください。
9	整備編	131	仮設遊歩道	仮設遊歩道は運営範囲に含むとありますが、管理業務として、設置期間中の植栽及び照明等設備のメンテナンス、遊歩道の清掃を行うと考えて宜しいでしょうか。その他必要な業務がございましたら、ご指示下さい。	仮設遊歩道の運営内容としては、ご意見いただいたとおり、植栽及び照明等設備のメンテナンス、遊歩道の清掃と考えています。
10	運営編	2	受付	受付センターの設置・運営業務について、開示頂いている情報量が少なく、業務設計や積算が困難です。また、当該の業務は、プラントの設計、建設、運転管理といった業務とは関連性が薄いと思われますので、当該業務を切り離して頂くことが望ましいと考えます。	予約受付の件数や搬入日をどのように設定するかは、処理施設の運転状況と深く関連することから、予約受付センターの設置・運営業務を事業者の業務範囲に含めています。

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
11	運営編	10	売電・送電の事務手続き ②	<p>「インバランス料金（不足分）については、事業者負担とする。」とあります。</p> <p>インバランス料金は一般的には小売電気事業者が作成した電力の30分毎の需給計画と実績値に差異が生じた場合に、小売電気事業者が一般送配電事業者に支払う費用と考えます。</p> <p>需給計画との差異は事業者側に起因する発電量の他に、事業者側に起因しない需要量の変動の2つの要素により発生します。</p> <p>また、ごみ焼却発電は焼却するごみの質や量によって実発電が変動するため、事業者の操業努力如何に関らず計画通り正確に発電できない特質性があります。</p> <p>上記より、ごみ焼却発電に関するインバランスリスクは小売電気事業者が負い、小売電気事業者はインバランスリスクを考慮した上で、電力購入単価を設定することが一般的と考えます。</p> <p>以上より、インバランス料金（不足分）の事業者負担については、免除頂きますようお願い致します。</p>	<p>インバランス料金（売電先である小売電気事業者が一般送配電事業者を支払うもの）については、事業者の負担から除外します。</p> <p>ただし、事業者の責により施設が稼働停止した場合の、計画値からの売電量減少に伴う収益減少等は、損害賠償の対象として扱います。</p>
12	運営編	10	売電・送電業務の事務手続き	<p>「インバランス料金（不足分）については、事業者負担とする。」と記載がありますが、売電量の不足の原因については、主にごみの搬入量の減少、ごみ発熱量の低下、気温上昇による所内消費電力の増加、灰の搬出先の受け入れ不可などによる焼却炉の1炉運転に変更などが考えられます。事業者では避けることができない場合が主であり、本項目の削除をお願いします。</p>	<p>要求水準書(案)への意見に対する回答 No. 11 と同様です。</p>